

第 53 期令和 4 年度高知県最低賃金専門部会(第 2 回)議事要旨

1 開催日時 令和 4 年 8 月 4 日 午前 9 時 36 分から午前 12 時 03 分

2 開催場所 高知労働局

3 出席状況 公益代表委員 3 名

労働者代表委員 3 名

使用者代表委員 3 名

4 議題・議事要旨

(1) 中央最低賃金審議会における「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について

中央最低賃金審議会が示した目安及び経済指標について事務局から説明した。

(2) その他

ア 労働者代表委員から最低賃金額改定に係る基本的主張が行われた。

- ・近年にない物価の上昇は当面続くと予想され、ここ数年の最低賃金の引上げを実質的に相殺しており、その結果、最低賃金がセーフティネットとしての役割を果たしていない。
- ・いわゆる非正規労働者は、「家計補助的な働き方」とは一概に言えない実態である。
- ・全国の地域間格差はもとより、D ランク内の格差についても、早急に是正していくべきである。
- ・最低賃金の引上げは、個人消費の拡大となる可能性が高く、最低賃金をあるべき水準に引上げることは、経済の自立的成長につながるものである。
- ・エッセンシャルワーカーの方々にとって最低賃金は自身の生活に直接かかわるとともに、自身の労働に対する評価の裏返しだと考えており、その思いをしっかりと受け止めて、最低賃金の引上げを行うべきである。

イ 使用者代表委員から最低賃金改正に係る基本的主張が行われた。

- ・新型コロナウイルスの再拡大や物価高騰により、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与え、先行きについて不透明な状況が続いている中、事業の継続、雇用の維持に必死に取り組み経営を継続してきた企業の通常の事業の賃金支払い能力を最も重視する必要がある。
- ・足下の景況感は極めて厳しく、コロナ禍で深刻な影響を受けている業種は以前の業績水準に戻ることは難しい。
- ・中小企業は自己資本比率が低く、財務構成の是正が必要であるにもかかわらず、労働分配率は 80%を超えており、大幅な最低賃金の引上げは、生産性向上を実現して賃上げ原資を確保する前に企業経営を直撃し、事業継続を危うくさせることとなる。
- ・近年の最低賃金の引上げ額は、中小企業の経営実態と乖離した引上げが行われてきた結果、直接影響を受ける企業が増加している。

- ・公労使でともに確認した各種調査結果や指標、データに基づき審議し、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って慎重に引上げ額を決定すべきである。

ウ 労使代表委員から改定額等の提示があった。

- ・労働者代表委員からセーフティネットにふさわしい水準として、少なくとも940円が必要である旨主張された。
- ・使用者代表委員から最低賃金決定の三要素のうち特に通常の事業の賃金支払い能力を重視するよう主張され、改定額の提示はなかった。

また、改定金額にかかわらず賃上げを行う企業の環境整備について政府への要望を行いたい旨の意見があった。